## 誓 約 書

私は、千葉県と売買契約を締結するに際して、次のいずれにも該当しないこと、県有財産売買 契約書、物件調書及び売買物件の法令上の規制等すべて承知の上で締結することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、県有財産買受申込資格の確認をするため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1 項各号の規定に該当する者
  - (2)施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者と認められたときから3年(3年以内の期間を定めたときはその期間)を経過しない者
  - (3)公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第23 8条の3の規定に該当する者
  - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに 該当する者をいう。

- ア 当該処分対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者 イ 次のいずれかに該当する者
  - (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
  - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしている者
- ウ ア又はイの依頼を受けて契約しようとする者

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名